

民生福祉常任委員会会議記録（第122回弥生会議）

1. 日 時	令和4年2月2日 9:30～16:17
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	向井千尋委員長、上田英樹副委員長、前田えり子委員、河南克典委員、小畠政行委員、森本富夫議長
4. 欠席議員	なし
5. 参考人	なし
6. 傍聴人	なし
7. 会議に付した事件	<p>議案第2号 丹波篠山市犯罪被害者支援条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第3号 丹波篠山市附属機関設置条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第5号 丹波篠山市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第6号 丹波篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例</p>
8. 議事の経過	<p>日程第1、議案第5号、丹波篠山市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>■保健福祉部 医療保険課より説明</p> <p style="text-align: center;">＜主な質疑応答＞</p> <p>前田委員 所得制限を設けないってことは、全ての子どもが対象になるということで、本当にうれしいことだと思いますけども、償還払いということですが、ほかの福祉医療は全部、窓口負担なしで行っていて、条例上もそうなってると思うんですけども、ここは何か特別な意味があるんでしょうか。</p> <p>保健福祉部 償還払いにしています理由については、現物支給にしますと福祉医療受給者証を出さないといけません。その件数を試算したところ年間25件ほどになります。対象者は1,000人ほどいらっしゃいます。入院のときにだけ使う証になりますので、やはり持っていただくと通院のときに使うとかその辺もあると思うので、償還払いで入院されたときにかかった自己負担についてお返しするということでしております。</p> <p style="text-align: center;">証を発行すると、通院では使えない証をずっと持っているというこ</p>

と、証を発行する経費、持っていただく方が証をなくしたということで再交付ということもありますので、その辺で償還払いのほうが効率よく、該当者の方にお渡しすることができると考えています。

事業が始まる前には広報紙と市のホームページで対象者の皆さんに広報いたします。高校生世代の親御さんになると市のホームページもよく見られる方ではないかと思しますので、入院について償還払いををしますという広報をさせていただこうと思っております。

また、福祉医療については、県外の分について償還払いをしておりますので、全てが受給者証による現物支給というところではないので、こども医療等を持っておられる方についても、その辺は大丈夫かなというところで考えております。

前田委員

でもやっぱり入院となると費用もたくさんかかりますしね。そういったときに現物支給っていうのがすごい安心につながるではないかなと思うんですけども、そこら辺の考慮はなかったのでしょうか。

保健福祉部

この対象は保険対象の分だけになります。皆さん健康保険に入っておられるので保険適用でしたら限度額で止まりますので、残りの自己負担分についての償還という形になります。何百万円と払うことはないと思しますので、その辺は償還払いで大丈夫ではないかと考えております。

上田副委員長

文言の確認だけなんですけど、「高校生等」となっていますけれど、高校在学期間の年齢までというような解釈でよろしいですね。高校に行っても。

保健福祉部

今、高校に行かれない方で、自宅にいらっしゃる方もいらっしゃるんで、高校生の世代という形にしております。自分で働いて健康保険に入っておられる方は除きますけども、家にいらっしゃる扶養されてる方は範囲としますという文言になっております。

## 日程第2、議案第6号、丹波篠山市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

### ■保健福祉部 医療保険課より説明

#### <主な質疑応答>

小島委員

この改正によって該当する世帯数、軽減世帯数はわかりますか。

保健福祉部

軽減世帯数についての試算の説明をさせていただきます。全体で5,629世帯のうち、7割軽減が1,672世帯、5割軽減が936世帯、2割軽減が755世帯となっております。全体の60%近くが軽減世帯になっ

<p>小島委員</p>	<p>ているという感じで積算をしております。</p> <p>なぜこの質問したかといいますと、この約 4,000 万円の基金からみて、増える金額が 1,279 円程度ということですので、このぐらいの基金でそれだけ増えるっていうことは、世帯がそんなに多くないのかなと思ったので質問させていただきました。</p>
<p>上田副委員長</p>	<p>今回、国民健康保険の上昇を財政調整基金で抑えるということですが、今回の基金繰入れが 3,923 万 2,000 円なんですけど、これは様々なシミュレーションをされたと思うんです。今ある財調の残高がいくらで、今回、3,923 万 2,000 円やったらこの金額に抑えられる。いやもう少し出したらこうやというような、そういうシミュレーションをされたと思うんです。いろんな考え方で最終に基金繰入れを決定された内容がわかったら教えていただきたいと思います。</p>
<p>保健福祉部</p>	<p>令和 9 年度に県が示しております標準保険料率を採用するということで県のほうとも今調整がされているところです。県が示す保険料率に合わそうと思ったら、令和 3 年度の税率から比べると 1 人当たり 1 万円ほど増えてしまう計算になります。なので、令和 4 年度から令和 9 年度までの 5 年～6 年をかけて基金を入れながら近づけていくというところで、今回 1 人当たり 1,000 円程度の上昇でいくというような税率の積算をさせていただいております。</p>
<p>上田副委員長</p>	<p>そしたら、その財調の全体額、残額と今回の基金繰入れ金については、ある程度それを全て見込んで計算をされてるということによろしいですね。もしよかったら、そういう計算の内容があつたら、ちょっと資料をもらえたらありがたいなというふうにちょっと思ったんです。〈追加資料の提出〉</p>
<p>保健福祉部</p>	<p>財政調整基金について、お配りした資料について、税率を積算した時点でのシミュレーションになります。まず、カラーのグラフについて、令和 9 年度は県の標準保険料率が統一を目指す年度になっております。そのときに国保の保険給付費のひと月分と大体同じ額の 2 億円ほどを基金として持っておきたいというところで、真ん中の緑の線のほうで、財政調整基金の繰入れの計画を立てております。</p> <p>次に縦の表を見ていただきたいと思います。県から示される国保税納付金を 103%で上昇するという見込みで左の基準額を必要額として出しまして、そこに見込みの税収と、基金をこれだけ繰り入れるというような形の表になっております。</p> <p>基金を最終年度に 2 億円を確保しておいた場合に、被保数が減っていくことを加味して、基金を入れていきながら県の標準保険料率に合</p>

わせていくという形での基金の繰入れのシミュレーションを作成いたしました。

上田副委員長  
保健福祉部

2億円を置いておく理由は何でしょうか。

急に給付費が上がった場合の予備費として置いておきたいという金額になります。県のほうからも基金の運用については各市町で考えてもらったらいということなので、置いておいて給付費が急激に上がった場合とかの財源として持っておきたいというところがあって2億円を残すということにしています。

前田委員

今、県の見込みというか、県が上げるということを基準にして考えられてると思うんですけども、やっぱりそこら辺のことを根本から考え直していくっていう働きかけというか、医療関係について、本当に社会保障の面については、やっぱり上げないっていうような取組っていうのが必要なんじゃないかと思います。もう既にこれが上がるということが前提になった考え方ももちろん考えないといけないっていうのは分かるんですけども、それに対して本当に慎重にしなければならないと思います。上げ幅を少なくして努力されてるということも分かるんですけども、2年据え置いてとか3年据え置いても、必ず引き上げるというような方向になってると思うんです。やっぱりその引上げないという選択肢っていうか、その辺のことは考えられないんでしょうか。

保健福祉部

ご説明しました標準保険税率については、令和9年度に向かって進めていかななくてはならないというのは、もうこれは大義でございまして、必ず県の中で統一して動いていますので、しっかりとそこを目指してやっていかななくてはならないと思います。逆に市民の方に、国民健康保険税ということで、負担を強いるということになりますから、今持っている財調を効率よく当てはめていって、令和9年度までにしっかりと調整ができるように取り組んでまいりたいと思っています。国のほうが国民健康保険そのものに対する国の負担というのを、ずっと何十億円としておりますけども、その額は一向に変えてこないといえますか、国民健康保険でありますとかそういった診療に対しての負担を国は余りもう上昇させないということがございます。したがって各自治体の努力しなくなってくるということで、いかにそういった診療費を下げるとか、また保健事業に力を入れていくとかいうことで、全体をダウンさせていくことに取り組まないと、これは減っていかないんじゃないかと思っています。これから、やはり丹波篠山市でも後期高齢者が増えていきますし、医療費としてかかってくるような状況

ですけども、それが現に移行するというときまでは、やはりこういった負担は必要になってくるんじゃないかと思います。したがって、上げなくていいという決定はルールを無視した一般財源を投入していくとかそんなことでないと回避出来ないというふうになりますし、それは決してできることではありませんので、こういった財調をうまく活用しながら回避していくということしかないと思っています。

前田委員

本当に国の負担がどんどん減ってるというか自然増すらも上げないっていう状況になってるから、やっぱりそこへの働きかけということがすごい必要になってくると思うんですね。やっぱり1番命に関わる場所なんで、ぜひそこら辺の声も市民と向き合ってる自治体からもしっかりと声を上げていただきたいなというふうに思います。それでですね、今回も引上げるんですけども、所得割は改定なく、均等割、平等割を引きあげる。でもその均等割で引き上げる額がやっぱり大きいと思うんですね。この均等割っていうのはすごく問題というか、人頭税というかね、人にかかってくるっていう、そういう意味ですごい遅れた制度やというようなことも言われてまして、ここは、次の子どもの均等割の軽減なんかも行われてますように、見直していく、減らしていくっていうほうに行くんじゃないかというところが1番大きく上がってるっていうのは、すごい問題だなというふうに思うんですけども、その辺はもう仕方ないでしょうか。これは子どもとか家族が多くなるほど確実に大きくなるということです。そして、やっぱり税の負担っていうのはやっぱり所得に対する割合というか、そこら辺が基本やと思うんです。上げたらいよいよというふうには思わないんですけども、やっぱり均等割のところですごい上がってるっていうのはすごい問題だというふうに感じるんです。そこら辺はどうお考えですか。

保健福祉部

説明資料にも標準保険料率を中ほどの表で書いておりますけども、丹波篠山市の標準保険料率で、均等割額を見ていただきますと基礎課税額で3万675円。上の表に戻っていただいて、均等割の料率改定前の額にしましても2万5,440円。5,000円以上のまだ差が残っているということで、ここを段階的になくしていくためには、ある一定の料率改定は必要であるということで、最小限こういったことをシミュレーションしてやらせていただいています。そして、この上げ幅が大きいと感じてますので財調を投入して、低く抑えておるといところで、その御理解をいただかないとやっていけないのではないかなというふうに感じています。

前田委員

本当に年金も引下げられるというようなことがもう決まっています

し、生活費、いろんな物価が上がって、本当に皆さんの暮らしが大変になってる中でせめて、本当にこの命に関わるこういうところは上げないでほしいっていうのがやっぱり願いやと思うんですね。ぜひまずそこら辺のも考慮しながら取組をしていただきたいなというふうに思います。私は上げないでほしいと思うんですけども、そういう方向で提案されているということはちょっと承服しかねるんですけども、方向はわかりました。

### 日程第3、議案第2号、丹波篠山市犯罪被害者支援条例の一部を改正する条例

#### ■市民生活部 地域振興課より説明

##### <主な質疑応答>

上田副委員長 基本的なことだけお聞かせいただきたいと思います。私も条例はその時々々の情勢で変わり改正すべきものは改正するべきだというふうに思ってます。その中で、今回の改正の趣旨は条例制定から10年という一つの区切りがあるということ。昨日の部長のほうから、平成23年から27年までは3件の該当する事例があり、今は凶悪犯罪が県内でも増加傾向にある。そして平成28年度から本市の実績はないというような今の情勢である。そして、最後に他市との転入転出などに対応するため支援内容を合わせる必要があるという御説明だったんですけども、今回、なぜ、この時期に条例改正をされようとするのか。ということは、ほかの県内の他市については、これと同じような条例改正をされているので、それにあわせようとしているのか、その辺もう少し詳細について御説明いただけたらうれしいと思います。

市民生活部 まず10年を経過したということで、本市のこの条例制定につきましては県下でもかなり早めに設置がされております。県下では、ここ3年くらいの間で、ほぼ全ての市町、あと1市が令和4年に制定されるということですけれども、ほぼ全ての市町がこの条例を制定するという状況になっております。

当初、本市の条例につきましては、先ほど申し上げたように支援の内容が限定されたものになっていたんですけども、近年に制定されております他市町の状況を見てみますと、かなり充実した内容になっておりまして、本市との内容を見比べたときに、やはり本市としても、しっかりと、もし何かあった場合には対応していきたいということで、先ほど説明させていただいた内容で上程をさせていただいております。

前田委員

そうするとその他市との条例の内容が割と統一されてきたっていうことだと思うんですけども、被害者の方が転居されたり、あるいはこちらへ来られたりというときには、その転居先での支援が受けられるというふうに考えたらいいんでしょうか。

市民生活部

それぞれの市の条例によって定められておりますので、全てがそうというわけではないんですけども、基本的には犯罪被害時に籍のある制度ということで、本市においても転入してこられた段階で、そういう被害に遭われているということで申請をいただいたら当然この対象になります。こちらでもし、そういう被害に遇されて他市に行かれた場合は、転出先の市町と調整しながら対応していくことになります。

向井委員長

2点ほど聞きたいことがあるんですけども、昨日、本会議場で部長も言われたんですけども、平成28年からは実績がないということなんですけれども、実際にそのDVの被害に遭っているとか、相談していないという人が実際には多かったりとか、DVを受けていても自分が被害者と思えていないとかってような現状が本市にもあるんじゃないかと思うんです。啓発していきまうというふうに言われてるんですけども、なかなか自分が犯罪被害に遭っている、何をもって犯罪被害になるのかという周知、この制度を使うための周知方法をどういうふうにされていくのでしょうか。

また、この犯罪被害ってということについて、規定っていか何をもって犯罪被害とっていいのか。昨日部長から説明がありましたけど、家庭内暴力が2件と、近隣トラブルが1件と言われたんですけど、例えばその犯罪被害っていうんなら、もっといろんな犯罪、例えば交通事故とか、詐欺とか、そういういろんな犯罪の被害があると思うんですけど、何をもって犯罪被害かというのが分からなかったら、その被害者の方は、どう利用していいか分からないと思います。これも周知ってことになるんですけど、周知の方法と犯罪被害とは何かってものをどういうふうに思っているのか説明をお願いします。

市民生活部

まずDVや虐待の関係につきましては、本市においては現状それぞれ窓口があるんですけども、子どもさんの場合、高齢者の場合、また障害のある方の場合など、それぞれの担当窓口がございます。最終的に、今回のような犯罪被害者という形になられた場合は当然、私どもの窓口のほうで対応させていただくんですが、それぞれの相談窓口については、現状の窓口での対応となります。

ただ今回、先ほども御指摘がありましたが、この犯罪被害者支援についての啓発がなかなか今出来ていない状況というのがありますの

で、この条例が改正になりましたら、ホームページでも、しっかりそういった内容について周知をしていきたいと考えております。

それと、何をもって犯罪被害者なのかというところなんですが、まず犯罪といいますのは、刑罰法令に触れる行為で、何かを犯したという罪に問われる犯罪がいろいろとありますけれども、その犯罪については全て対象になってきます。特に心配しておりますのは凶悪犯とか、心身ともに大きな怪我をするような犯罪になった場合については非常に心配しております。本日御提示が出来てなくて申し訳ないんですけども、そういった面につきましても規則のほうで定めています。この条例の対象になりますのは、そういった犯罪によって、お亡くなりになられた方、それと、重傷ということで、ひと月以上のけが等と精神的なところもそうなんですけども、そういったけがをされた方が対象ということになってきます。例えばDVの関係で、支援の対象となるところとしたら、けがをされたり、精神的なことでひと月以上の心の病になられたとか、そういった方については対象になってこようか思っております。

向井委員長

今、規則と言われたのはどこにあるのでしょうか。詳細がどこかに書かれていて、条例以外にもあって、規則は変わってないということでしょうか。

市民生活部

今回の条例の改正に合わせまして、規則のほうも大幅に変更させていただき予定で条例のほうで改正されました後に規則のほうもきっちりとして決めていきたいというふうに考えています。

向井委員長

条例改正に伴い規則を変更していくということで分かりました。本当に被害者であるのにもかかわらず、追い込まれていくという現状があると思うので、ぜひPTSDとかね、そういった方も救っていただけるような条例になったらいいなと思います。

#### 日程第4、議案第3号、丹波篠山市附属機関設置条例の一部を改正する条例

##### ■市民生活部 人権推進課より説明

###### <主な質疑応答>

上田副委員長

審議会は要綱設置と条例設置があると思います。今回の男女共同参画の審議会については、第1次男女共同参画プランがあり、第2次のプランがあり、なぜこの時期に条例設置として思われたのでしょうか。ここに書いてある事情は分かるんですけども、ほかにももう少し違う思いもあったんじゃないかなという気がするんですけど、その辺を、



第2次るときはなかったのになぜ第3次るときにこうされたのか、どのような意気込みでされたのか、その辺をもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

市民生活部

第1次プランでは、平成19年度に男女共同参画審議会の設置要綱というのが出来ました。それで審議をしていただいておりますが、第2プランが出来たのが平成の24年、5年でございます、それ以降は、人権尊重の温かいまちづくり審議会という条例設置の附属機関があるんですが、そこで男女共同参画に関する事項について御審議いただいております。ところが、今回、第3次プランの策定を検討していく中で、やはり、人権の視点も大事なんですけれども、男女共同参画とか女性活躍などいろんな視点が入っておりますので、やはり男女共同参画に関する審議会、あるいは男女共同参画センターに関する審議会というのは別に設けるべきではないかというふうな御議論がございまして、そういった意見を踏まえて審議会を設置するものです。重要な事項の調査、審議、施策、あるいは市長の諮問に答えるというのは自治法の規定によると議会の議決を経た附属機関でなければならないということですので、この時期に附属機関の設置条例を一部改正させていただいて、要綱は要綱で使いつつ附属機関というふうな位置づけの中で重要事項について御審議いただくということになりました。

#### 日程第6、議員間協議

向井委員長 本日の案件についての質疑は全て終了しましたので、委員間協議で、議論確認とすることがあれば、御発言願います。

— 発言なし —

#### 日程第7、討論、表決

議案第2号、丹波篠山市犯罪被害者支援条例の一部を改正する条例について

向井委員長 これから討論を行います。討論はありますか。

— 討論なし —

向井委員長 討論なしと認めます。

これから、議案第2号について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

— 起立全員 —

向井委員長 起立全員です。したがって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議案第 3 号、丹波篠山市附属機関設置条例の一部を改正する条例

向井委員長 これから討論を行います。討論はありませんか。

— 討論なし —

向井委員長 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 号について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

— 起立全員 —

向井委員長 起立全員です。したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号、丹波篠山市福祉医療等の助成に関する条例の一部を改正する条例

向井委員長 これから討論を行います。討論はありませんか。

— 討論なし —

向井委員長 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 号について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

— 起立全員 —

向井委員長 起立全員です。したがって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号 丹波篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

向井委員長 これから討論を行います。討論はありませんか。前田委員。

前田委員 この保険料の引上げには賛成出来かねます。やっぱり国保っていうのは年金生活であるとか、高齢者であるとか、それから零細な事業者

であるとかという本当に低所得の方がたくさん入っておられる医療保険になっています。今、コロナ禍のもとで、ますますその生活も厳しくなってますし、年金に至っては来年度からまた引下げられるとか、児童扶養手当の引下げなんかも言われてますし、物価が上がって本当にますます苦しくなっていくというような状況が目に見えてる中で、それにもかかわらずの医療の分野での保険料が引上げられるっていうことには賛成しかねます。審査の中では先のことを見越してということがありましたけども、やっぱり今の状況を見て考えていただきたいなというふうに思いますし、また財政調整基金の繰入れもありますけれども、さらに頑張ってくださいとか、それから一般会計からの繰入れも増やしていただくとか、何よりもやっぱり国の負担をふやしてもらおうっていうような働きかけ、そういうことにも頑張ってくださいというような思いも込めて反対といたします。

向井委員長

次に、本案に賛成者の発言を許します。上田副委員長。

上田副委員長

先ほどの反対討論にありましたとおり、国民健康保険税につきましては、据置きや安価のほうが良いというふうに私も思ってます。しかしながら、この丹波篠山市の標準保険税率につきましては、2年間据え置きになっていたこと。そして今回の条例改正なんですけども、資料等を見させていただきますと、基金繰入れがなければ、1人当たりの平均保険税につきましては、11万6,912円ということで約8%の上昇となります。しかしながら、県下で標準保険料率を令和9年度に統一することを見越して、今ある基金を令和9年度に2億円残した上で、今回の改定では約1.2%とするということです。保険税につきましては、できるだけ軽いほうが望ましいんですけども、今回シミュレーションをされ、また基金を繰り入れる中で、今回の改正についてはやむを得ないではないかということで賛成の討論とさせていただきます。

向井委員長

ほかに発言はありませんか。

— 討論なし —

向井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

— 起立多数 —

向井委員長 起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。堀井副市長、横浜保健福祉部長、中筋市民生活部長には御退席いただきたいと思います。どうもお疲れさまでした。

向井委員長 以上で本日の審査は全て終了しました。議案審査に関わる審査報告については、一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

向井委員長 異議なしと認めます。それでは、本日の執行部との質疑応答及び討論を踏まえた形での審査報告を行いたいと思います。

その他

向井委員長 そのほか、事務局より何かありますか。

— 連絡等なし —

閉会宣告

向井委員長 これをもちまして、本日予定しておりましたすべての審査が終了しました。それでは、閉会にあたりまして上田副委員長よりごあいさつをお願いいたします。

上田副委員長 挨拶  
散会